# 鷹巣町廣報

発行所
秋田県鷹巣町役場
編集発行人
成田仁市

# 生産商工都市として發展

## 新鷹巣町 道路改良に千万円

農産物の生産増強と農業の多角経営に努力し、生産並びに商工都市として発展して行こうと、新鷹巣町（鷹巣、栄、七座、坊沢、沢口）が四月一日から発足しました。合併にあたり、「新町建設計画」を策定して、合併後の事業計画を樹てています。新町建設の基本方針と今年の事業内容をお知らせしましよう。

## 新町建設の基本方針

農業生産を基盤として商工都市の振興を図ります。このため新町はあらゆる面において農村部との均衡調和に留意し、交通網の拡充整備を図るとともに、農村振興のため区画整理を実施し農道の修築整備、各河川の治水、灌漑施設の整備を促進して農産物の生産増強を図り、農業多角経営の合理化に努力するとともに、工場誘置を考慮して生産並びに商工都市としての飛躍的発展を期しています。なお将来財政力の充実を期すため、関係町村の基本財産の統一を図ります。また林野の有効適切な経営をして林利の活用により、一般住民の福祉増進に寄与し、国有林の払下げを受け、山林機能を発揮するため林道網の整備を行います。これらによって財政基礎を確立し、教育文化、厚生、衛生等各施設の拡充整備を図り町民の福祉を増進します。自然環境に恵まれた新町は観光地としての施設も拡充すべきです。

### 新鷹巣町區域圖

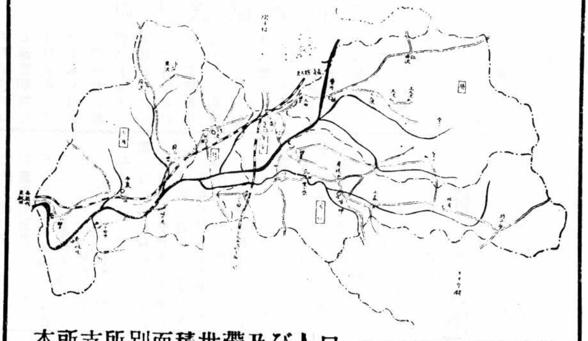

### 本所支所別面積世帯及び人口

（4月1日現在）戸籍統計課調

| 区別 | 面積 平方粁 | 世帯数 | 人口 総数 | 男 | 女 |
|---|---|---|---|---|---|
| 本所 | 4.2 | 1,861 | 9.352 | 4.546 | 4.806 |
| 坊沢支所 | 15,07 | 405 | 2,588 | 1.295 | 1.293 |
| 七座支所 | 38.08 | 602 | 3.592 | 1.787 | 1.805 |
| 沢口支所 | 38.23 | 507 | 3.371 | 1.657 | 1.714 |
| 栄支所 | 38.91 | 192 | 1.909 | 943 | 966 |
| 総数 | 134.49 | 3.567 | 20.812 | 10.228 | 10.584 |

### 有権者数調

（4月22日現在）

| 投票区 | 男 | 女 | 計 |
|---|---|---|---|
| 鷹巣第一 | 1.251 | 1.433 | 2.684 |
| 同 第二 | 1.160 | 1.280 | 2.440 |
| 栄 第一 | 298 | [illegible] | [illegible] |
| 同 第二 | 202 | 193 | [illegible] |
| 坊沢第一 | 515 | 520 | 1.035 |
| 同 第二 | 162 | 181 | 343 |
| 黒沢 | 75 | 72 | 147 |
| 七座 | 483 | 481 | 964 |
| 天神 | 354 | 346 | 700 |
| 下田平 | 79 | 82 | 161 |
| [illegible]山 | [illegible] | [illegible] | 134 |
| 小森 | 238 | 263 | 501 |
| 沢口 | 241 | 253 | 494 |
| 堂ヶ岱 | 163 | 187 | 350 |
| 川口 | 113 | 124 | 237 |
| 計 | 5.430 | 5.822 | 11,252 |

## 道路改良や住宅建設

三十年度は次の通りの事業を行うことにしています。▼**消防施設事業**＝小型動力ポンプ可搬式五台、消火栓四ヶ所（百五十万円）▼**町道改良事業**＝鷹巣―ぬか沢線延長三千五百米、小森―中屋布線延長六千米、坊沢―舟場線延長二千米、摩当―小森線延長五千米、前山―黒沢線延長四千五百米（一千万円）▼**橋梁整備事業**＝坊沢、舟場間延長六十米、七座村前山地区延長二十米三九郎橋延長三十米、三ツ谷侭橋延長三十米、下田平橋延長三十五米、黒沢橋延長四十米、坊沢橋延長十米（二百六十五万円）▼**小中学校整備事業**＝沢口中学校屋体ステージ二十坪、七座天神小学校便所改築三十坪（二百七十万円）▼**公民館整備事業**＝各支所一部を公民館に改築四ヶ所（五十万円）▼**学校電話架設事業**＝坊沢七座、天神、沢口小学校電話架設（三十万円）▼**公営住宅建築事業**＝公営住宅木造十五坪五戸建築（四百五十万円）▼**保育所建築事業**＝保育所木造百坪建築（三百万円）

以上が三十年度の事業内容で、事業費総額二千五百十万円（起債一千百万円、国庫補助五百七十二万五千円寄附金五百二十七万五千円一般財源三百十万円）となっています。

## 身体障害者の巡回相談

標記について左記の通り実施しますから該当者は洩れなく活用して下さい。

一、相談事項
1、更生医療についての相談並に判定
2、障害者手帳の申請相談並に診断
3、補装具の交付相談並に判定

二、期日場所及相談員
1、五月十八日受付午前八時三十分より午後二時まで、米内沢町役場
2、医学的相談並に判定、更生相談所相馬又蔵
3、心理学的職能的相談並に判定、同千田喜太郎

三、補装具の修理並に新作鉄道弘済会秋田福祉所

## 議長に藤岡栄蔵氏

### 各常任委員決る

新鷹巣町初議会が四月八日から十二日まで五日間ひらかれ、議席決定の後、議長副議長を次のとおり決定しました。

議長　藤岡栄蔵（鷹巣）
副議長　長崎兵三郎（坊沢）

また各議員の常任委員所属を次のとおり決定しました。

◆**総務委員会**＝（鷹巣）長谷川真一郎、佐藤正三、岩川司、〇成田末吉、（栄）照内多助、亀山栄蔵、（坊沢）津谷泰司、佐藤喆太、（七座）小笠原久一、高橋礼吉、工藤武蔵（沢口）畠山作右衛門、本城雄蔵、神成三左衛門

◆**財政委員会**＝（鷹巣）河田彦蔵、河田邦之助、知野徳太郎、成田与吉、（栄）松尾竹治、松尾幾之助、（坊沢）桜井博、戸島岩男（七座）〇仲村正、簾内重太郎、（沢口）千葉啓之助畠山吉蔵

◆**民生委員会**＝（鷹巣）桜井報三郎、三国イサ、藤島茂八、（栄）松尾兵二郎、（坊沢）〇桜庭久三郎、能登谷清太郎、高坂権之助（七座）簾内多次郎、高橋由吉、工藤仁之助、（沢口）花田宇一郎、小塚亀治

◆**経済産業委員会**＝（鷹巣）松野秀之助、九島直吉、太田見礼吉、寺田富二、（栄）藤島藤吉、小坂三四郎、（坊沢）桜庭駒之助、戸嶋徳松、戸島豊三郎、（七座）成田孝造、簾内金助、（沢口）〇中林藤蔵、成田甚之亟

◆**土木委員会**＝（鷹巣）河田安蔵、成田長四郎、小平兵一郎、藤岡栄蔵、（栄）〇本城谷吉蔵、田村兵治（坊沢）戸嶋佐之助、津谷永八、長崎兵三郎、（七座）武田三吉、工藤由五郎、戸沢久太、（沢口）佐藤餚蔵、佐藤吉松、工藤市郎

◆**教育委員会**＝（鷹巣）岩川義郎、成田敬治、桜田専蔵、（栄）松岡粕蔵、村上留五郎、（坊沢）佐藤貞夫津谷慶五郎、（七座）簾内甚太郎、大川雄太、（沢口）〇中嶋昭治、中嶋照子

常任委員会はその部門に属する事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査するためにおかれるもの。マル印は委員長

## 各課の擔當事務

### 七課制を実施

新鷹巣議会協議会が三月三十日開かれ、新町役場の機構と主要人事が発表されました。役場は七課制を実施することにしましたので各課の担当事務をお知らせします。

◆**総務課**（課長成田仁市）
①町長の職印、町印の管守に関すること。②人事に関すること。③町予算に関すること。④町有財産に関すること。⑤文書の発送収受に関すること⑥条例規則に関すること⑦庁中取締に関すること⑧庁内各課連絡調整に関すること。⑨図書文書の保存に関すること。⑩失業対策に関すること。⑪広報の発行に関すること。⑫他課の主管に属しないこと。

◆**財政課**（課長小坂重郎）
①町税の賦課徴収に関すること。②固定資産評価審査委員会に関すること③地理事務に関すること

◆**戸籍統計課**（課長成田藤右衛門）
①戸籍に関すること。②住民登録に関すること。③身分証明に関すること④人口動態に関すること⑤墓地並びに火葬に関すること。⑥外国人登録に関すること。⑦犯罪人名簿に関すること。⑧統計に関すること。

◆**民生課**（課長簾内六郎）
①生活保護に関すること②児童福祉に関すること③身体障害者福祉に関すること。④社会福祉事業に関すること。⑤軍人恩給遺族扶助に関すること⑥消防に関すること。⑦国民健康保険に関すること。⑧衛生に関すること。⑨妊産婦に関すること。

◆**経済土木課**（課長藤島修三）
①農業委員会に関すること。②供米に関すること③生産に関すること。④商工業に関すること。⑤観光に関すること。⑥林業に関すること。⑦酪農に関すること。⑧農業振興に関すること。⑨道路橋梁河川に関すること。

◆**都市計画課**（課長代理小畑竹治）
①都市計画に関すること

◆**会計課**（課長笹原一）
①町費の収支に関すること。②物品の保管に関すること。

◆**支所**（七座支所長＝平泉七郎、坊沢支所長＝佐藤啓喜、沢口支所長＝小塚左武郎、栄支所長＝松尾政雄）
①戸籍に関すること。②配給に関すること。③諸証明に関すること。④町税及税外収入に関すること。⑤農業委員会に関すること。⑥住民登録、人口動態に関すること。⑦地理事務に関すること。⑧妊産婦に関すること。⑨国民健康保険に関すること。⑩埋火葬認許に関すること。⑪町民への連絡に関すること。⑫その他必要なる事務

◆**議会事務室**
①議会に関すること。②各委員会に関すること。

◆**選挙管理委員会事務室**
①選挙管理委員会に関すること。②各種選挙執行に関すること。③選挙人名簿に関すること。④検察審査に関すること。

## 保険税について

国民健康保険は医療費負担の解決策として、相扶共済の精神に依り法の定めるところにより施行されています。今度保険税第一期暫定賦課したところ、合併したため保険税が高くなつたという話を耳にすることですが、保険税の算定の基礎となるのはあくまでも前年度の医療費総額が税法により算定され基礎となります従つて保険税の算定の基礎となる資料は六月でないと決定しないので、賦課期日である四月一日には間に合わないので第一期分は毎年暫定賦課となります。そのため暫定賦課により過不足の分につきましては、年間賦課総額が決定した第二期分より修正されるのであります。

昭和二十九年度に於ける国民健康保険事業の概況を御参考まで申上げますと、保険税の賦課額は一〇〇%徴収しまして一人当り三五〇円、役場で負担している医療費、助産費、葬祭費、一部哺育手当金等未だ未確定ではありますが、一人当り五六〇円となるので、実際皆様から徴収した税額では約二百七十万円位の不足の状況であります。

この不足分に対して医療費に対する助成金として二十九年度は百八十九万五千円保健婦設置費に対して七万円の補助金が交付されています。

昭和三十年度に於ては一部の地域で給付していた助産費一件につき五百円、哺育手当金三百円、葬祭費五百円を全部地域に給付することになりました。このような状況となつているので、保険税の算定は合併問題とは関係なく昭和三十年度は若干高くなる事が予想されます。

その他不審の点がありましたら役場民生課に問合せて下さい。

## 合併のため高くなるのではない

### ＝固定資産税の賦課方針＝

町村合併による過度期的な注目を浴びて今般本年度固定資産税が賦課されました本税賦課について合併条件等の前提事項などか〻勘案されたと、種々な憶説を生み流布されつ〻あり町民の皆さまのうちでは疑惑の念を抱いておられるかと思います。

そこでその実体について解明し納税者皆さまの御諒知と御協力を乞う次第であります。

**問** 1、合併による条件となつていた不均一課税は本税賦課については如何になつているか。

**答** 固定資産税の税率は昭和二十九年度において改正され旧各町村では左の通り課税されているので、この率によつて賦課されています。即ち不均一課税です。（括孤内は改正前の率）旧鷹巣町百分ノ一・八(2.0) 旧坊沢村百分ノ一・四(1,5) 旧栄村百分ノ一・四(1.5) 旧七座村百分ノ一・四(1.5) 旧沢口村百分ノ一・四(1.5)

**問** 2、合併後における固定資産税納税者の税負担は不均一課税による結果旧町村時代の負担額を超えないものと思つていたが、今年本税における負担は一五%乃至二〇%の超過負担となつているのは、どうしたわけですか。

**答** 御承知の様にこの税は納税者の資産所持の状況により課税されます。所持する資産はその種目毎に価値を算定されて（自治庁並に県で平均価格を指示）それが賦課の基礎となりますが、この資産の値をきめることを評価額の決定とい〻ます。この評価額が本年度は昨年度より約三〇%の上昇決定となつています。課税率は減率となつたけれども、税額が上昇したのはその為であります。なお旧地区別による基礎の決定額は別記の通りで、合併によると否とに拘らず本年度は税の負担は各町村共増額せられることゝなつていました。なお昨年通りの税負担にするには標準税率より下廻る税率にしなければなりませんが、其下廻る税率にはする事が出来ません。

（鷹巣地区，A納税義務者）

| | | 29年度価格 | % | 30年度 |
|---|---|---|---|---|
| 田 | 1町歩所有 | 222,030 | (1,25) | 277,537 |
| 畑 | 3段歩〃 | 21,963 | (1,32) | 28,991 |
| 山林 | 1町歩〃 | 21,310 | (1,31) | 27,916 |
| 宅地 | 120坪(300) | 36,000 | | 48,000 |
| 家屋 | 1軒30坪 | 147,570 | (115) | 169,705 |
| | | 448,800 | | 552,100 |

29年度税 100分の2, 30年度税100分の1,8

税額 8,970 9,930

29年度より11%増

（坊沢地区，B納税義務者）

| | | 29年度価格 | | 30年度 |
|---|---|---|---|---|
| 田 | 1町歩所有 | 211,900 | (1,26) | 266,994 |
| 畑 | 3段歩〃 | 14,778 | (1,38) | 27,191 |
| 山林 | 1町歩〃 | 17,720 | (1,31) | 23,213 |
| 宅地 | 120坪(190) | 22,800 | 坪当(220) | 26,400 |
| 家屋 | 1軒30坪 | 59,130 | (1,17) | 69,182 |
| | | 326,200 | | 412,800 |

29年度税率100分の1.5 30年度率100分の1.4

税額 4.890 税額 5.770

29年度より17%増

（栄地区，C納税義務者）

| | | 29年度価格 | | 30年度 |
|---|---|---|---|---|
| 田 | 1町歩所有 | 204,390 | (1.26) | 257.531 |
| 畑 | 3段歩〃 | 7,839 | (1.38) | 10,817 |
| 山林 | 1町歩〃 | 14,650 | (1,31) | 19,191 |
| 宅地 | 120坪(197) | 23,640 | (1,24) | 29,313 |
| 家屋 | 1軒30坪 | 58,980 | (1,08) | 63,698 |
| | | 309,400 | | 380,400 |

29年度税率100分の1,5 30年度率100分の1.4

税額 4,640 税額 5,320

29年度より16%増

（沢口地区，D納税義務者）

| | | 29年度価格 | | 30年度 |
|---|---|---|---|---|
| 田 | 1町歩所有 | 204,580 | (1.27) | 259.816 |
| 畑 | 3段歩〃 | 14,244 | (1,38) | 19.656 |
| 山林 | 1町歩〃 | 15,380 | (1,31) | 21,224 |
| 宅地 | 120坪(200) | 24,000 | (1,24) | 29,760 |
| 家屋 | 1軒30坪 | 58,140 | (1,15) | 66,861 |
| | | 316,300 | | 397,200 |

29年度税率100分の1,5 30年度率100分の1.4

税額 4,740 税額 5,560

29年度より17%増

（七座地区，E納税義務者）

| | | 29年度価格 | | 30年度 |
|---|---|---|---|---|
| 田 | 1町歩所有 | 191,330 | (1.30) | 248,729 |
| 畑 | 1段歩〃 | 14,703 | (1,38) | 20,290 |
| 山林 | 1町歩〃 | 14,650 | (1.31) | 22,320 |
| 宅地 | 120坪(150) | 18,000 | (1.24) | 22,320 |
| 家屋 | 1軒30坪 | 60,078 | (1,27) | 75,299 |
| | | 298,600 | | 386,700 |

29年度税率100分の1,5 30年度率100分の1.4

税額 4,470 税額 5,410

29年度より21%増

## 確めたい選擧人名簿

来る五月十三日は町長選挙の投票日です。あなたは、基本選挙人名簿を御覧になりましたか？あなたは昭和十年五月六日以前に生れた人には町長選挙の選挙権があることを知つていますか？。あなたの、届け出によつて「補充選挙人名簿」が作られます。あなたは、ちよつとの不注意から貴重な権利を失つてはいけません。

◇補充選挙人名簿調製要領

調製現在期日＝五月五日

届出の期間＝五月六日

五月七日

調製の期限＝五月八日

縦覧及び異議申立期間＝五月九日

異議決定期限＝昭和三十年五月十日

確定の期日＝昭和三十年五月十一日

登録申請資格のある人

1、昭和十年五月六日以前に生れた人で昭和三十年二月六日から引続き鷹巣町に居住している人（旧村を含む）

2、基本選挙人名簿に登載されるべき有資格者で脱漏している人

3、海外引揚者

◎受付時間＝午前八時三十分から午後五時まで

◎受付場所＝鷹巣町選挙管理委員会及各支所

◎基本選挙人名簿の閲覧期日＝五月九日

◎尚その他についてわからない時には町選挙管理委員会事務局及び各支所へ遠慮なくお尋ね下さい

## 「こういう人を選びましよう」

### 婦人会が公明選挙運動

鷹巣、栄、坊沢、七座、沢口各婦人会では、十三日行われる町長選挙にあたつて「こういう人を選びましよう」と次の五つの項目をかゝげたポスターをはりめぐらして町民に呼びかけ、公明選挙運動を行なつています。

○ひろい立場で町政を見る人

○まじめな人

○よい父、よい夫である人

○ヒモつきでない人

○野心のない人

## 戸籍の届出期限

戸籍及び住民登録に関する届出は左の通りですから御注意願います。

◇出生＝十四日以内

◇死亡＝七日以内

◇住民登録＝十四日以内

戸籍謄本の下附はなるべく前日申込み願います。

## よい町をつくるよい選擧

### 町長選擧＝五月十三日

## 募金を実施

北秋田郡連合婦人会と農協婦人部では、今回の大館市大火罹災者のために会員一人当り十円以上を目標にして募金を行つています。罹災者のために御協力を関係者ではお願いしています。

## 十日から愛鳥週間

（行事日程）

第一日 野鳥の話を聞く日

第二日 野外観察の日

第三日 学校愛鳥の日

第四日 野鳥へ感謝の日

第五日 野鳥に巣箱を与える日

第六日 参考品展示の日

第七日 表彰の日

## 馬の流行性脳炎豫防注射

鷹巣地区と栄地区で馬の流行性脳炎予防注射の第一回を十一日、第二回を十八日に行います。対象は五才以下の馬、但し六才以上の希望馬に対しては予防液の残りとにらみ合せて実施します。第三回の注射は伝染検査の際行う予定。

## 當才牛の市場を開設

八日、鷹巣家畜市場で当才牛の市場を開きます。参加町村は、鷹巣（鷹巣、栄、坊沢、七座、沢口、七座、沢口）綴子、早口、七日市の各町村。市場に出陳する当才牛の家畜生産者は至急役場へお届け下さい。なお、九日には米内沢家畜市場でひらかれます。

## 大掃除は徹底的に

### 六日から巡廻指導

本年度も恒例の春季大掃除実施の時期となりましたが今年は環境衛生については国民の義務として、その責任が著しく強化されました清掃法（昭和二十九年法律第七十二号公布）に基き本町設定の条例により、之が実施をみるのでありまして時たま〳〵全国的に行われている環境衛生推進運動にも呼応して、町民各位の絶大な協力を期待するものであり、従来の形式的掃除による不完全さを改めて社会共存上必須な公衆衛生に御互が共同の責任を以つて実施せられる様要望いたします。

◇大掃除の実施方法

①建具、ガラス戸はよく磨いて手入し屋内には採光と換気を充分に取る。

②家具は移動させ押入、寝所等は特に清潔と通風をよくする。

③タヽミ、敷物を起して日光消毒を行い、床下を掃除し、昆虫駆除剤を撒布し湿気をなくするため乾燥した土砂類を撒布する

④便所は昆虫の侵入と発生を防ぐため、窓には細目の網を張り開孔部には被蓋を設け昆虫の出入を防ぐよう努めるとともに殺虫剤を撒布する。

⑤天井、物置場、薪小屋等の塵埃の溜りや蜘蛛の巣ねずみの巣等を除去し整理整頓を実行する。

⑥畜舎、肥料、溜、鶏舎、堆肥場の汚水を流置し他人に迷惑を及ぼさぬよう工夫をし周囲を整理して殺虫剤の撒布を実行する

⑦井戸の周囲は整理し、腐朽、破損、側所は改修し汚水の浸透を防ぐため洗濯、洗物等は禁じなければならない。

⑧敷地の周囲の雑草は刈取りよく清掃しゴミ箱はその族昆虫が侵入しないよう蓋のついた完全なものを設置し、排水溝の泥上げは完全に実施し排水をよくするよう、但し排水の上におく橋場は泥上をする上に支障ないよう措置を講ずる。

⑨その他清潔を保持するため特に必要と認められることは実施する。

**巡回指導日程**

◇五月六日＝小繋、麻生、下田平◇十日＝湯の岱、坊山、四渡、小森、中屋敷、脇神、藤株、上野◇十一日＝堂ヶ岱、舟場、高森岱、高村岱、川口、湯車、小ケ田佐助岱◇十六日＝黒沢、前山、今泉、真木岱◇十八日＝太田、摩当、田沢、大沢李岱、小摩当、洞原沢◇二十日＝深関、相善、羽立、上町、大町、街道、新屋敷大向、大野尻蟹沢

**○巡回指導の時間**

実施期間中の巡回指導時間は午前八時三十分から午後四時三十分まで、雨天の場合は順延する。

## 護国神社の寄附

昭和三十年度の護国神社寄附金として鷹巣町の募金予定額三六、〇〇〇円と通知ありました。当局としては従来通り寄附を遺族会に御願いしようと思つており、そのことについて近く遺族会長さん達と協議決定したいと思つています。寄附金額は任意でありますが出来得る限り一世帯二十円以上にお願いします。尚本年の大祭は今年に限り六月十八日合祀祭、六月十九日慰霊祭ですから連絡します。

## 転出の時の御注意

転出される方は必ず食糧購入通帳を御持参の上役場で転出の手続をしましよう。

## 広報題字圖案募集

町民のみなさんに町政のうごきをお知らせするため、毎月一回「鷹巣町広報」を発行することに致しました。

この広報の題字図案を、ひろくみなさんから募集します。左記要項によつて多数御応募下さるようお願いします。

記

一、文字＝「鷹巣町広報」「広報たかのす」など鷹巣町の広報であることを明示したもの。バツクの図案は随意。

二、大きさ＝縦九センチ、横三・三センチのリンカク内におさめること。

三、用紙、ハガキ大の純白厚手の紙にスミ書きすること。

四、記名＝用紙の裏に住所氏名を明記すること

五、宛先＝鷹巣町役場総務課広報係。

六、締切＝五月二十五日

七、表彰＝入選一篇（賞金千円）佳作若干（記念品）次号に発表します。

八、その他不明の点は係へ問い合せて下さい。